

公立大学法人埼玉県立大学有害物質等の管理に関する規程

平成22年4月1日

規程第89号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）における有害物質等の適正な管理に関し、必要な事項を定める。

(研究推進委員会の共同実験管理部会)

第2条 有害物質等を適正に管理するため、研究推進委員会に共同実験管理部会（以下「部会」という。）を置く。

(部会の所掌事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物（以下「毒劇物」という。）の購入、使用、保管及び処分に関する事項
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第44条に規定する毒薬及び劇薬（以下「毒劇薬」という。）の購入、使用、保管及び処分に関する事項
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第6号に規定する向精神薬の購入、使用、保管及び処分に関する事項
- 四 公立大学法人埼玉県立大学職員の特殊勤務手当に関する規程（平成22年規程第46号）第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務に使用する物質等（以下「有害物質」という。）の購入、使用、保管及び処分に関する事項
- 五 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物の購入、使用、保管及び処分に関する事項
- 六 医療廃棄物の保管及び処分に関する事項
- 七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第2条第11項に規定する核燃料物質の購入、使用、保管及び処分に関する事項
- 八 その他毒劇物、毒劇薬、向精神薬、有害物質、危険物、医療廃棄物及び核燃料物質等を原因とする事故の防止及び処理に関する事項

(部会の組織)

第4条 部会の組織は埼玉県立大学研究推進委員会規程（平成22年規程第83号。以下「委員会規程」という。）第8条第1項に定めるとおりする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員会規程に定めるとおりする。

2 有害物質等の管理に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。